

国民年金だよ



11月30日は「年金の日」で

す!!

厚生労働省では「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、「ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。」

「ねんきんネット」では、24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンから「自身の最新の年金加入記録を確認することができます。」

サービスの対象者は、被保険者及び年金受給者(昭和61年4月1日以前に年金受給権が発生した老齢年金を受け取っている方を除く)になります。

これまでの年金加入履歴以外にも、国民年金保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間のほか、納付可能な月数や後から納付(追納)する場合は保険料や納付した場合の将来の老齢基礎年金額の年金受給見込額についても確認できます。

また、将来受け取る年金の見込額をさまざまな条件に応じて試算することもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページで確認いただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

年金生活者支援給付金制度がはじまりました

年金生活者支援給付金制度は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

この制度は、10月1日から施行

され、初回の支払い(10月分・11月分)は12月中旬となります。令和元年度基準額は年6万円(月5千円)です。

平成31年4月1日時点で老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で、年金生活者支援給付金を受け取れる方には、9月上旬に日本年金機構から年金生活者支援給付金の請求書に関する書類が送付されています。

受け取りには、請求書の提出が必要ですので、まだ提出されていない方は早めのご提出をお願いいたします。

お問い合わせについては、お近くの年金事務所または、役場窓口にお問い合わせください。

年金生活者支援給付金請求書送付用封筒見本



年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

お申込の際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570 05 4890」またはお近くの年金事務所に電話・来訪時にお申込みください。

お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話 34 2121 内線 413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話 0166 72 5002

